

「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容

原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を以下のとおり修正します。

- 令和元年7月1日施行の「工業標準化法（JIS法）の改正に伴う規則等の改正」および「原子力規制委員会が受け取る報告書等における印影及び個人情報の省略に係る規則等の改正」に係る様式の修正（令和元年7月1日読み替え表提出済）
- 令和元年6月26日に実施した当社組織整備に伴う修正（令和元年6月26日読み替え表提出済）
 - ・「原子力部長」を「発電管理部長」へ変更
 - ・「原子燃料部」および「秘書部」に係る記載を削除
- 令和2年4月1日に実施予定の送配電部門の分社化に係る修正
 - ・「送配電カンパニー」に係る記載を削除または「四国電力送配電株式会社」へ変更
 - ・非常体制発令時は、「四国電力送配電株式会社」と連携して対応する旨を明確化
- 非常用ガスタービン発電機の設置に係る修正
 - ・安全上重要な構築物、系統又は機器一覧表のうち、交流電源機能をもつ機器として非常用ガスタービン発電機を追加
 - ・EAL事象の判断基準解釈のうち、AL25の解釈に非常用ガスタービン発電機が該当するよう記載を修正
（SE25、GE25、SE27およびGE27は現状記載でも該当するため変更なし）
- その他、記載の適正化

以上